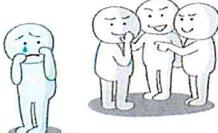




いじめ54万件から見えてくるもの



喜多 明人(早稲田大学)

文科省は、10月17日に、2018年度に全国の小中高校で起きたいじめが、過去最高の54万3933件にのぼったと発表した。



<巨大な「いじめの山」がそびえたつ?>

大津のいじめ事件（2011年10月）当時は、18万件横ばいといわれており、また、①1986年の中野・富士見中事件、②1994年の西尾・東部中事件、③2006年滝川から問題化した自死予告事件と④2011-12年の大津事件を合わせて、「第4のピーク」

（尾木直樹）ともいわれてきたが、それは、富士山の裾野、「山すそ」にすぎず、2016年度32万件、2017年度41万件と富士山のごとく巨大ないじめの山が築かれ始めている。いったいどこまでいじめが広がるのか、と懸念される。

文科省としては、大津の事件を契機として2013年6月に成立したいじめ防止対策推進法の実施により、「かえっていじめが急増した」とみられることを懸念したようだ。いじめが増加したのは、教育委員会の認知件数のばらつきが是正されて、軽微なものをふくめて、「学校側にささいなトラブルでも把握する姿勢が定着してきている」（朝日新聞10月18日付）ためと言い訳している。しかし、現実は、いじめで子どもの命、心身、財産に深刻な被害が生じた「重大事態」は、602件と過去最多を記録しており、いじめがますます深刻化していることを自覚すべきであろう。



<小学生のストレス過多>

とくに、54万件のうち、小学校が42万5844件にのぼっていることは注意したい。前年度に比べて、10万8700件あまりの増加である。いじめの根っこにはストレスがある。小学生の社会がいかにストレス社会化してきたか、を如実に物語っているといえるだろう。

先日、2018年度に実施された東京・小金井市の小学生の保護者調査の結果を見る機会があった。「放課後の過ごさせ方」で、「習い事」と答えた保護者は73, 4%にのぼった。まさに早期教育全盛期といってよく、地域によっては保護者の間で、習い事も学習塾のほかにピアノなど音楽系、サッカークラブなどスポーツ系など「バランスのとれた早期教育」が合言葉になっているという。

小学生のストレスの素は、遊んでいないこと、「やってみたい」を飲み込んで、親や教師の期待に応えるために頑張る、アリス・ミラーは、これを「偽りの自己の形成」と呼んできた。

子どもたちが見失いがちな「自己」をとりもどすためには、「遊びの権利」（子どもの権利条約31条）の実現が求められているといえる。

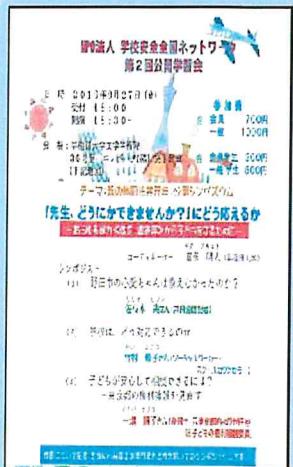


第2回学習会報告(2019.9.27)



「先生、どうにかできませんか？」にどう応えるか

—あらゆる暴力<体罰・虐待等>から子どもを守るために—



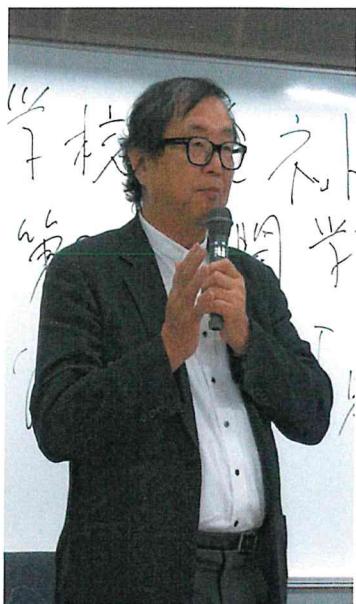
9月27日の学習会は、児童の虐待死のシンポジュームである。学校問題のフィールドを超えてこの問題を取り上げてみようという企画である。

この企画の直接のきっかけは、昨年3月の目黒区の結愛ちゃん、今年1月の千葉県野田市の心愛ちゃんと相次いだ虐致死事件である。目黒区の住宅街で起きた結愛ちゃんの事件には強い衝撃を受けた。

問題は未就学児童に限らない。「教育虐待」の名を一躍知らしめた、中学受験の子を包丁で刺殺した事件の父親の判決が、名古屋で今年7月19日に「懲役13年」と報道された。

今年6月26日には「児童虐待の防止に関する法律」の改正が行われ、新たに親権者の体罰禁止が謳われる改正が行われたばかり。現実とのギャップはあまりにも大きい。

このシンポジウムで、ここを痛める専門職が集って打開策を探った。シンポジウムの結果は、探り当てたとまではいかなとしても、その方向性は見えてきた。講師の3人の基本報告と関連法律と条例は『季刊教育法』冬季号に記載されるので詳細は省略する。



喜多 明人さん



佐々木 央さん



一場 順子さん



竹村 瞳子さん

コーディネーター
早稲田大学教授
当会代表

共同通信記者

弁護士・元東京都お
よび世田谷区子どもの
権利擁護委員

ソーシャルワーカー

懲役2年と懲役8年の差に透けて 見える「世間」

佐々木央記者の問題意識は、二つの事件での刑事処分の「違い」である。

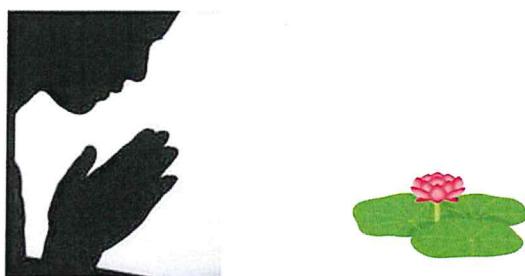
野田市の母親の刑が懲役2年（障害ほう助。保護観察付猶予執行猶予5年付き）。他方、目黒区の母の刑は懲役8年（保護責任者保護遺棄致死）。同じ状況も元で生じたのに、なぜこれ程刑の差が生じたのか。

「世間の圧倒的な同情」や「かわいそうに」という感情や非難は、本来刑事上の罪とは次元が異なるはずである。それでも、両事件の母親逮捕は「人権侵害か？」と疑問を持ったり、批判の対象にはなっていない。「どうして守ってやれなかったのか」

「どうして連れて逃げなかったのか」という世論を背景に警察が母親を逮捕したことへの疑問である。

佐々木氏は、心愛ちゃん事件で野田市転居前の糸満市の時には「妻へのDV」が主訴であったが糸満市が対応できず、その後の事件で、虐待だけが前面に出ている不連続性に疑問を向ける。

「母親は我が子も守ろうとしても守れなかつた。自らを強く責め、悔いているに違ひない。自分も夫と同罪と思っているだろう。」「心愛さんの妹も心配だ。」と心情を推し測り、その上で「いま必要なのは強制的な身柄の拘束ではなく、母子の心身の回復のために保護する事」と問題の基本に立ち戻る。家庭での虐待を表面的に処理する世間の風潮とこれに迎合するかのような裁判所の姿勢に疑問を呈す。



佐々木さんには亡くなった子の代弁者として証言台に立った学校の先生の思い、罪を軽くするなという思いを受け止めた時、「刑が重すぎる」との疑問は生まれないのでないか、批判は当たらないにではないかとの疑問が出された。これに対し佐々木氏は「亡くなった子の思いは誰も代弁できないのではないか」と述べられた。

日弁連の「体罰は子どもに 対する暴力」

11月20日は、「世界こどもの日」。今年は、国連で子どもの権利条約が採択されて30年、日本が批准した1994年から数えて満25年を迎える。

日弁連としては、2017年10月28日には、大谷美紀子弁護士（同年より国連子どもの権利委員会委員）の講演を行うなどのとりくみを一貫して行い、検討成果として、「体罰は子どもに対する暴力」と位置付けてその認識の普及と法制化を呼びかけ、体罰禁止の啓蒙パンフレットを発行している。講師の一場弁護士はこのパンフレット（下図）をシンポジウムの各参加者に配布された。

同時に、一場順子弁護士は東京都の子どもの権利擁護委員を務められた実践経験から、この権利条約に基づく国内の法整備や条例作りは未だ不十分だと現状を報告された。子どもの権利侵害に対する独自の制度を条例で規定設置する地方自治体はわずかで、東京周辺では、目黒区、世田谷区、川崎市、埼玉県である。

設置された自治体での取り組みはそれぞれごまかしいものがあるだけに（例えせたホッ（「せたがやホッとこどもサポート」の略）の活動例、各地の条例つくりは今日的課題である。

いま、東京都でも条例作りの活動が活発化している。

**子どもがすこやかに育つ、
虐待のない社会を
実現するために**
～なぜ体罰禁止が必要なのか？～

日本弁護士連合会は、2015年3月19日に「子どもに対する体罰及びその他の残虐な又は屈辱を構成する行為の廃止を求める意見書」を取りまとめ、同年9月5日に「子どもを育てるのに暴力が必要ですか—体罰等の根絶と子どもがのびる育て方—」と題したシンポジウムを、2017年10月28日に「子どもに対する体罰等の禁止に向けて」に開催したシンポジウムを、公益社団法人セーブザチルドレンジャパンと共に開催しました。

子どもたちが安全に成長することなくすこやかに成長していくために、上記シンポジウムの内容を中心に本パンフレットをまとめましたので、ご活用いただけますと幸いです。

日本弁護士連合会の意見

1 体罰等は家庭を含めあらゆる環境において禁止されることを児童虐待防止法等において明文化し、憲法規定（民法822条）を削除すべきです。
2 文部科学省は、保護者、教育職員両子どもに及ぶる全ての者に対し、体罰等を禁止する意味や子どもの権利について意識喚起し、体罰等による非暴力的な養育方法や教育・指導方法を示し、継続的かつ効果的に、教育し、研修を行なべきです。
3 体罰等の被害を受けた子どもやそれを目撃した子ども等に対し、十分な配慮を行い、適切にケアをし、支援する制度を構築すべきです。

日弁連の意見書は、日弁連のホームページより閲覧できます。
https://www.nichibenn.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150319_4.html

JBA 日本弁護士連合会

組織的継続的取り組みの展望

竹村睦子氏はソーシャルワーカー(SWr)として、豊かな実績を持たれる。最近では取手市女子中中学生の自死事件で、第三者委員をお願いしあわせになつた。

竹村氏は、その活動を通じて、「子どものかかる困難」を①自殺②いじめ・不登校③中途退学・ひきこもり④家庭養育の困難と①～④に分類する。「虐待」を④の一類型とし、2番目に「保護者の心理的困難・発達障害」、3番目が「両親の離婚再婚」、4番目が「貧困」と続く。

1. ソーシャルワークの仕事

(3) 活動から見える子どもの困難

- ①自殺
- ②いじめ・不登校・中途退学・ひきこもり
- ③発達障害
- ④家庭養育の困難
 - ①虐待
 - ②保護者の心理的困難・発達障害
 - ③両親間のDV、離婚、再婚
 - ④貧困

SWrの仕事は「子どものSOSを見逃さない」ことである。

とはいってもそう簡単ではない。子どもは場面・人・状況によって異なる。だから「目の前の子どもがすべてでない」等の視点が求められる。支援に必要なことは「子どもの最善の利益を考え」、「子どもと家庭のありのままを受け入れる覚悟」そして「的確な理解と共通認識」を持ち、「専門性を生かした立ち位置や役割分担を明確にして」、「柔軟で創造的で継続的な支援体制づくり」につなげると道筋を概説した。

最初からSWr一人では無理。組織的継続的な取り組み以外に特効薬はない。それを丁寧に、理論化するばかりか、実践する。最初から共同作業を前提にした提案は竹村氏の実績でもある。

学校との関係では、「大人達も義務教育は子どもの義務である」と誤解を解き、そこがあいまいな教師に対しても、学校に入つてゆく場合は「教育は子どもの権利である」と必ず確認をとるという。

SWrが、学校に入つてゆけるまでの信頼関係を構築する苦労は如何ばかりかと思いやられる。



そもそも学校とは何かに立ち戻つて考えよう

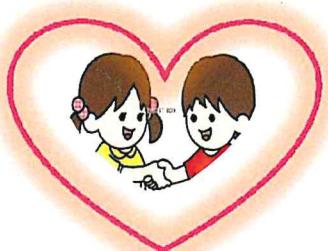
質疑の中で佐々木氏は映画「みんなの学校」を紹介し、学校は児童生徒にとっての「居場所」であるべきである。権利擁護とか言わなくたっていい。校則は一つだけ。「人にされて嫌なこと、言われて嫌なことはしない、言わない。」こと。学校は校則を全部廃止すべきだと言いたる。当然、不登校の児童生徒にとっての居場所つくり（例えば児童館）は地域の大人の責任として引き受ける。

実際、子ども自身が運営に参加する児童館が杉並区にあると参加者から紹介された。

このような視点からは、「老人ホームと児童館の統合集約」は子どもにとって環境悪化であり、高齢者施設の運営主体が子ども対象の地域コミュニティの運営に進出した場合、子どもにとってのセーフティネットはどこかに行ってしまうと危惧される。

同様に学童保育の場所が児童館から学校内に移されるのは、「なんらかの理由でそもそも学校に行けない」不登校児にとっては、居場所を失いかねない重大事態となるように。

さらに2万人のネットの中心にいる児童福祉士の、研究会代表の男性からは「暴力を容認する家庭というのが6割を超えている」「相談所や警察に相談しても、信頼していない。そもそも、信頼をどのように回復させるのか。」と掛け声だけの相談制度に対するきびしい現実が報告された。この報告には、喜多氏から、学生時代のいじめ経験について18歳から25歳の若者を対象にしたアンケートでは「9割の子どもにはどこにも相談しない」、その理由は「それが一番安全であるから」という報告が補足された。



まとめとして

相談されることが稀。それなのに死亡した千葉県野田市の小学4年、栗原心愛さん（10歳）が学校のアンケート調査にはつきりと「お父さんにぼう力を受けています」「先生どうにかなりませんか？」と父親による虐待を訴えた事件。なぜ訴えをキャッチしなかったのか。

学校がセーフティネットでなくなったという衝撃に言葉を失う。

この事件は二度とこのような事件をくりかえさせてはならないという決意を学校関係者に与えた。それにとどまらず、関わる専門職すべてにその責任を深く刻みつけ、自覚を促したことは間違いない。

（原田敬三 記）

学校安全ネット「通信」コラム



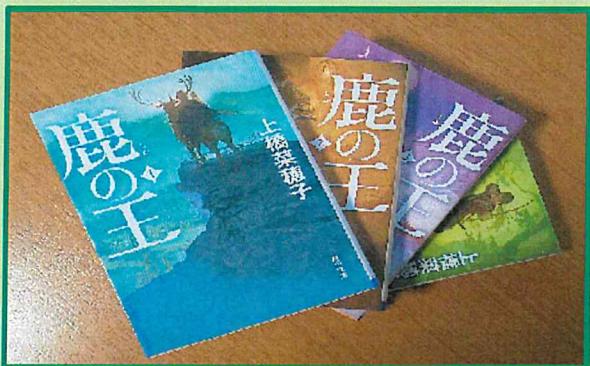
第三者調査委員会委員の報酬について

弁護士 細川 潔

第三者調査委員会において、委員の適性や報告書の内容についてはよく議論になりますが、選任後の委員については、あまり議論になりません。特に、日本人の特性（？）からか、委員の報酬に関しては、ほとんど聞くことはないでしょう。この点について、日本弁護士連合会が「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」を出しています。このガイドラインには、委員の報酬について、「委員等の責務に見合った報酬が必要不可欠であり、報酬の算定方法・基準は委員の活動実態に見合ったものでなければなりません。」と、至極当たり前のことが書かれています。裏返すと、現状、委員には、活動実態に見合った報酬が支払われていないということがうかがわれます。ガイドラインでは、「委員等の会議出席報酬について、・・・長時間にわたる会議であっても増額されない。」とか「関係者の聴取や記録の検討などの調査活動や報告書等の文書作成が予定されているにもかかわらず、会議日当以外の報酬が予定されていない。」とか「長時間の移動が予定されているにもかかわらず、適切な出張手当等が設定されていない。」などの問題点も指摘されています。第三者調査委員会の活動を充実したものとするためには、適切な報酬が支払われることも不可欠です。自死の背景には様々な社会的要因があるので、自死対策は社会的な取組として実施されなければなりません（自殺対策基本法参照）。自死対策は社会的なコストであることを、学校の設置者（教育委員会や学校法人）は忘れてはならないと思います。



学校安全ネットがお薦めする この一冊！ Vol.3



「鹿の王」

著者 上橋菜穂子
出版社 角川書店
定価 角川文庫・第1~4巻定価各640円+税)

今回はファンタジー小説である。ファンタジーというと、大人の読み物ではない感じる方も多いかもしれない。しかし、この作品は、2015年の本屋大賞及び日本医療小説大賞の受賞作である。著者の上橋菜穂子さんは、文化人類学者であり、2014年には国際アンデルセン賞作家賞も受賞されている。

さて、「鹿の王」である。これは大河小説と呼ぶにふさわしい壮大で複雑な物語である。謎の流行病とそれを巡る民族や国家の対立や謀略、流行病に対する為政者の姿勢、流行病と向き合い克服しようとする医師と伝統的医師との対立、異なる立場にある医師の目を通して見つめる生と死、病原体を宿してしまった男と幼女の生き様など、読者の視点の置き方によって、楽しみ方も異なってくるだろう。その意味では、視点を変えながら何度も読むのに値する作品だとも言えると思う。

私は、最初、奴隸に身を落とし、謎の流行病に罹患しながらも懸命に生きようとする男ヴァンと、流行病を克服しようと奮闘努力する医師ホッサルの物語として読んでいたが、人間の体と病原体を、社会体制と病理に読み替えた方もいるかもしれない。そして、“人の生と死”という哲学・宗教的主題と、上橋さんの深い死生観を感じない訳にはいかなかつた。

上橋さんは、「鹿の王」を発表された後、御両親の看護と介護を経験されたようである。後に出版された文庫版第4巻の「文庫版あとがき一諦観と、その向こう」の中で、文庫版第2巻の解説（作家・夏川草介さん）の「…医師が努力した分だけ患者が助かるのであれば、そんな気楽な世界もないという、ある種の暗い諦観…」という言葉に触れながら、「医療がいかに進んでも無理なことはあり、哀しいこともある。それでも希望もまた、思いがけぬところから、見いだせたりする。それらすべてが、生きること、そのものなのでしょう。」「私は、母の傍らで、ヴァンの哀しみを実体験することになりました。」ともされている。

角川書店からは、続編である「鹿の王 水底の橋」も出版されている。上橋さんには、その外「精霊の守り人」をはじめとする「守り人」シリーズや、「獣の奏者」シリーズといった優れた著作もある。上橋さんの公式サイトには「鹿の王」のアニメ化が決定したとの報告もあり、公開を楽しみにしている今日この頃である。

弁護士 登坂真人

☆NOP法人学校安全ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対する
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費 ★会員 3,000円 ☆賛助会員 5,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。

振込先 00130-9-346463

加入者名 ヒエイリ)学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先

学校安全全国ネットワーク

TEL 03-3511-5070

FAX 03-3511-5784

E-mail uta@yoko-no-heya.jp

HP <http://gakouanzen-network.com>



事務局所在地

〒102-0071

東京都千代田区富士見

2-7-2

ステージビル1706号

南北法律事務所 内

